

## 会 議 録

令和2年11月16日作成

会議の名称	令和2年度第1回島本町国民健康保険運営協議会		
会議の開催日時	令和2年10月28日(水) 午後2時～午後3時10分		
会議の開催場所	島本町役場地階 第五会議室		
公開の可否	☑・一部不可・不可	傍聴者数	2名
非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	委員	小山会長、森委員、久保田委員、湊本委員、濱田委員、後藤委員、織田委員、岩井委員	
	事務局	山田町長、原山健康福祉部長、多田健康福祉部次長、浴保険課長、丸岡保険課係長、白波瀬	
会議の議題	1 令和元年度決算状況等について(報告) 2 その他		
決定事項等	別紙のとおり		
審議等の内容	別紙のとおり		
配布資料	資料1-1	令和元年度決算資料	
	資料1-2	令和元年度決算補足資料(対前年度比較)	
	資料2	国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧	
	資料3-1~3	島本町医療費の推移	
	資料4	基金残高資料状況	
参考1	新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免及び傷病手当金の支給についてのリーフレット		
参考2	市町村別一人あたり保険料(統一保険料)比較資料		
その他	島本町胃がん検診(胃内視鏡検査)についてのチラシ		

(様式第2号)

令和2年度第1回島本町国民健康保険運営協議会要点録

議題1 令和元年度決算状況等について（報告）

会 長： 事務局から説明願う。

(事務局から資料を基に説明)

会 長： ご意見、ご質問はないか。

委 員： 平成30年度より、広域化が始まり大阪府主体の財政運営となったが、今後の見通しはどうか。

事務局： 保険給付費が当初予算よりも増となる可能性がある。これは、広域化により大阪府全体で算出することとなった当初予算では、各市町村の詳細な医療費の増減が反映されないため、大阪府全体では赤字でなくても、各市町村で割り振ると赤字となる場合がある。実際に、平成30年度は当初予算に近い決算であったものの、令和元年度は補正を行い、増額した。

委 員： 保険料率が上昇していくとしても、収納率が悪ければ制度として成り立たないが収納状況はどうか。また、未納の保険料はどれほどあり、それらはすべて回収可能か。

事務局： 令和元年度は保険料が上昇しているのにも関わらず、収納率は上昇した。また、経験豊富な徴収支援員による現地訪問や預貯金調査を実施し、納付が可能であるにも関わらず滞納のある被保険者に納めてもらえるよう努めている。

委 員： 徴収については今後も頑張ってもらいたい。

委 員： 加入者の多くは年金暮らしや非正規の低所得者であり、保険料も社会保険に比べて高額であるなど、構造的な問題が大きい。保険料率の上昇により保険料の納付ができなくなった場合はどうなるのか。

事務局： 島本町の被保険者は低所得者が多いが、低所得者に係る保険料の法定軽減により、中所得者よりも保険料の上昇率が緩やかになる構造となっている。今後も保険料が上昇すれば、法定軽減の割合も上昇していくものと見込まれ

(様式第2号)

る。また、平成30年度の国保広域化により、都道府県が財政運営の責任主体となる制度改正が行われたばかりで、国もしばらくは財政状況を見守るものと認識している。

委員： 高額療養費の総額について、平成29年度に減少した後に上昇しているが、どのような要因か。

事務局： 高額療養費についても、一般診療費と同じく被保険者の高齢化に伴い年々上昇傾向にある。高額療養費全体は、被保険者の減により減少した年度もあるが、一人当たり的高額療養費は総じて上昇傾向にある。

委員： 一般会計の繰入金の状況や、今後の見込みはどうか。また、基金残高の使いみちは何か。

事務局： 基金の中には、納付金の精算財源も入っており、今年度も取崩しを行っている。また、目標の収納率に達していない時など、納付金の財源不足が生じた場合には、財源の補てんが必要となる。その際、大阪府の基金から借り入れた場合は、その分を翌年の保険料に上乘せしなければならないので、町の基金を用いることになる。本町の一般会計繰入金は、大阪府の見込み通り財源措置されているが、財政安定化支援事業について、他市町村では全額繰入されていないところもある。本町も今後にも備える必要がある。

委員： 納付方法について、口座振替の利用率や納付状況は大阪府内で比較してどうか。また、滞納者にはどのような対策をとっているか。

事務局： 大阪府内での口座振替利用率についてのデータは持ち合わせていないが、口座振替率が高い保険者は、収納率が高い傾向にあり、本町では全体の58.73%の世帯が口座振替を利用している。

委員： 保険料の徴収は特別徴収にするのが未納にならずに済む。なるべく多くの対象者がそのようになるのが望ましい。特別徴収はどのような人が対象になるのか。

事務局： 特別徴収は、原則被保険者全員が65歳から74歳である世帯が対象となっている。しかし、年金額や介護保険料の状況が規程の条件を満たさない場合や、世帯内に今年度75歳になる被保険者がおられる場合は対象外となる。具体的には、被保険者が複数の年金を受給している場合、天引きする年金は優先順位が最上位のものとなっているため、総額としては十分な年金があっ

(様式第2号)

ても特別徴収の対象とならない者がいる。特別徴収は必ず収納できるという利点があり、また、普通徴収の被保険者からも特別徴収を希望する声はあがっているため、特別徴収要件の緩和等の要望は、町村会を通じて毎年国に申し入れているところである。

## 議題2 その他

会 長： 事務局から説明願う。

(資料参考1 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免及び傷病手当金の支給についてのリーフレット

資料参考2 市町村別一人あたり保険料(統一保険料)比較資料

資料その他 島本町胃がん検診(胃内視鏡検査)についてのチラシ

事務局から資料を基に説明)

会 長： ご意見、ご質問はないか。

委 員： 新型コロナウイルス感染症の影響において、受診控え、特定健診や予防接種はどのような状況になっているか。

事務局： 特定健診について、緊急事態宣言時は、集団健診の実施を見送り、例年行っている特定健診の受診勧奨も行わなかった。医療費の実績は、5月までは受診控えにより減少していたが、6月以降の医療費は例年近くに回復している。また、予防接種については、医師会と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響で受けられなかった人に対して、期間を延長している。

委 員： 6月における受診率の回復について、どの程度回復したのか。

事務局： 例年の90%ほどまで戻っている。

委 員： 胃がん検診の委託医療機関が、町内では水無瀬病院でのみなのはなぜか。

事務局： 高槻市医師会の委託医療機関かつ胃がん検診を実施できるのが水無瀬病院のみであるためである。この検診とは、検査とは異なり、症状がない患者を調べるものである。また、子どもを対象とした予防接種については、緊急事態宣言時も実施しており、大きな影響はなかったが、成人用肺炎球菌予防接種については、新型コロナウイルス流行により接種を控えていた方に対して、町として特例措置を設けている。

(様式第2号)

委員： コロナの影響による必要な検診の受診控えが起こらないよう、啓発活動を行っていただきたい。

会長： その他、ご意見、ご質問はないか。

(意見なし)

会長： 本日の会議を閉会する。